

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻88号 96/11 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

公判日程 1997年1月28日(火) AM10:30 ~ 12:00 原告証言(深沢)
(神戸地裁204号法廷)

市公平審の結審を迎える

公正裁決要請署名二万六千余名を提出

申立人・市芦分会・救援会事務局

去る一〇月二九日、芦屋市公平審において申立人、処分者双方から最終準備書面を提出して、九年余をかけた審理の結審を迎えました。弁護団をはじめ、この長期の闘争に対し常に温かいご支援・ご協力をいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げます。

審査当日、兵高教本部山下書記長、支援する会小川会長、救援会玉本会長らの手により二六〇六五人の公正裁決要請署名を市公平委員高澤委員長に対して提出しました。署名はその後も全国から寄せられ、一月中旬には約二万八千名を数えており、後日に二次署名として提出の予定です。ご協力下さいました全国の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

なお裁決は年明けになると思われませんが、今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

なお、最終準備書面は本文二八六頁、約三八万字という大部な書面として提出し、処分の背景をはじめ、教員身分の保証問題、個々の事案における処分の不当・違法性を余すところなく記しています。この一月末日には全文を印刷したものを刊行する予定です。詳細は後日にご案内いたしますが、支援の皆様方にご活用いただければ幸いです。頒布につきまして皆様方のご協力をいただきますようお願いいたします。

も／く／じ

市芦公平委審理の結審を迎えて

「教育とは何か」を問い続ける闘い.....	市芦救援会会長 玉本 格.....	2
青雲から市芦「教育」の再生に向けて.....	市芦反弹圧闘争を支援する会会長 小川正巳.....	3
すべての教員の身分保障を勝ち取る闘い.....	弁護士 在間秀和.....	4
最終準備書面(一).....	申立人・弁護団.....	6
市公平委に署名提出.....		26

「教育とは何か」を問い続ける闘い

市芦救援会会長 玉本 格

一九九六年一〇月二九日、最終準備書面に約二万六千人分の署名を添え、文字通り公平な裁決を求めるずしりと重い要請書を公平委員会に提出いたしました。

納得できるような理由もなく、計画的な長期間の処分を受けてこられた市芦の先生方の教育を守り抜くがために心から敬意を表します。

その間、弁護団の皆様が、先生方と共に学びながら絶大な協力をいただきましたこと、また、「市芦反弾圧闘争を支援する会」の皆様方が、ご多忙の中を公平委員会や幹事会や総会にも多数ご参加くださり、温かい激励やご支援をいただき、厚くお礼を申し上げます。

この度の署名につきましても、まだ続々と各地から届けられていることに對しましても、深く感謝を申し上げます。

力不足ですが、不当な処分に純粋な怒りを覚え、会長を引き受けましたが、正直なところこんなに長引くとは思っていませんでした。しかし、公平委員会にはほとんど傍聴に参

加いたしました。ところが、処分者側の答弁や反論を聞いていて、あまりのでたらめさに腹の立つ事が多くありましたが、傍聴の皆様方も同様だったろうと存じます。

そのたびに、私は、「処分者側の人たちは教育とは何かがわかっておられるのだろうか」と思うことが多々ございました。

最近、政財官不信のこの国の動きが、阪神大震災もふくめて、弱者切り捨ての声と共に聞かれるようになりましたが、私の不満もそれとよく似ていました。

私が傍聴席から叫びたかったのは、「憲法とは何なのか」「教育の目的は何か」等を問い正したかったのです。

一九九六年八月二二日、福岡教育大学川向秀武教授の、「意見書」が公平委員会に届けられました。労作で、約一万字を越える力作で、戦後からこれまでの日本の教育の動向や、市芦教育のこれまでのすばらしい実践を具體的事実に基づいてかかれたその内容に感動しました。そして、多くの芦屋市民の方々にぜひ

読んでいただきたいと思いました。

私は、神戸市教育委員会に五年、中学校・養護学校長として八年間勤務しましたが、いま自分を反省してみても、「信頼がなければ教育は成り立たない」ということを痛感してまいりました。

幸いにして私は古くから交流のあった川向氏の意見書の中にある市芦の教師のような多くのすばらしい教師集団に支えられてきたことを生涯の喜びだと感謝しております。

戦争をくり抜け、四十一年間の教師生活を終え、現在、ハンディを持つ人たちと共に一〇数年生活してきた私が、いま、残念に思いますことは、一九六〇年代をすぎた頃から、当時の文部省の「もっときびしくやれ」という管理体制や受験体制が敷かれるようになってから後のことです。特に最近ひどくなった「いじめ」の自死問題や教師の暴力問題にしても、人権尊重の教育でなく、共に学び、共に生きる教育でなくなった結果だと考えます。そのことに気づいた人たちの「受験競争の緩和」や「楽しい学校づくり」を求める風潮が増えつつあることはうれしいことであります。

芦屋市民の皆様、市芦救援会をご支援の皆様、子どもたちの幸福を切望される皆様、いろいろと本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願い申しあげ、ご挨拶といたします。

青雲から市芦 「教育」の再生に向けて

市芦反弾圧闘争を支援する会会長 小川 正巳

最終準備書面提出の一〇月二九日に芦屋市役所の東分庁舎に出かけて、これが一〇年続いた芦屋通いの最後かと思うと感慨ひとしおでした。

闘争を吹きとばさんばかりのあの震災の傷あともまだ生々しく残っていますが、闘争と結びついたこの芦屋の風景は消しがたく残るでしょう。

一九八三年に私が救援会長をしていた五年間にわたる青雲闘争は「勝利和解」で終わりました。終わった後も闘争中援助していただいた方々に今度は酬いるために「せいうん通信発行委員会」が設立されることになりました。正直乗り気ではなかったのですが、名目だけということで一応その代表を引き受けましたが、そのような消極的な思いが、一九八六年からの市芦闘争のために「せいうん通信」がその闘争を「支援する会」を引き受けて、そのままその代表になった時も、続いていた。誠に申し訳ないと思つてます。

ただ、会の代表は私には重荷でしたが、個

人としては市芦闘争に青雲闘争と同質の教育弾圧をみていましたから、出来る限り審理の傍聴には出かけました。果て知れぬ前田校長、小林部長の証言。寄る年波でその果て知れぬ証言も聴取困難になりましたが、審理の示す事実は簡単明瞭に私なりに聞き取ることが出来ました。市芦の教師集団の献身的な社会的弱者を視野に入れた久しきにわたる教育実践、当然の事ながら市の教育方針もそれに沿っていたにもかかわらず、一九八六年松本教育長着任とともに、「教育改革」と称して教育の場から弱者を排除して、いわゆる「教育効率」を高め、それと同時にその改革の妨げとなる教師たちを教育現場から追放して事務職に移すということでした。

審理場は常に怒りに渦巻いていました。しかしこの審理場の怒りにもかかわらず、別件審理の長瀬事案に対して、市公平委は一足先に、教員も事務職員も公務員で一括して、教員の事務職員への異動を正当化した裁決を下しています。市の公平委員会には幻想を持つこ

とが出来ないことは、青雲闘争の場合、県の公平委員長は評判がよかったにもかかわらず、県は県として、これに公判を並行させたことを思い出します。市芦の場合も遅まきながら地裁提訴に踏み切ったことに希望を託したいと思ひます。

市芦救援会通信の八六号で教育法学の見地から三人の学者の鼎談を読むことができました。私たちが怒りを持って「簡単明瞭な事実」と思っていたことが、ここでは教育法学の立場から述べられているわけです。例えば「不意転」、そのために必要な「要考慮事項考慮義務」とか、異動に際して考慮されたと思われる「他事考慮」（組合活動）等々。この意見書はこれからの公判の場の心強い武器となるのではないかと思います。

市芦の教育を、そして「教育」を、瓦礫のようですが、再生するためには、追放された事実を職員ならざる「教師」を「学校」に取り戻さなければならぬと思ひます。

すべての教員の身分保障を勝ち取る闘い

弁護士 在間 秀和

気付いてみれば一〇年という長い闘いであった。市教委は、組合活動故の懲戒処分を二名の教員に加え、引き続いて、中心的に組合活動を担ってきた鈴木教諭を、その意に反して、一〇月一日付けという全く異常な時期に指導主事として強制配転した。そして、引き続いて三年の間に九名もの教員が「指導員」というわけのわからない地位におとしめられ市芦の教育現場から排除された。この経過は、誰がどう見ても市教委による組合攻撃であり、市芦における教育実践に対する攻撃であったことは明らかであった。

処分者証言で処分の違法性は明白

公平委員会においては、市教委は、まず深沢・河村両教諭に対する懲戒処分が組合活動故の処分ではない、ということを確認にしなければならなかった。そして、何故に鈴木教諭を一〇月一日という時期に内示もなさず当日に強制配転するという異常な処分をなした

のか、ということについて納得し得る説明をなさねばならなかった。更にまた、八名に対する強制配転においては、その処分の最重要の前提問題として、「指導員」という身分が一体いかなる根拠に基づくものであるのか、そしてその本来の職務内容は何なのか、ということを示さなくとも明示しなければならなかった。

長い間の公平委員会の審理の多くの時間を費やしたのは、処分者側の責任者の証人尋問であった。果たして市教委は、これらの一連の処分について、こうした基本的な点について明らかにし得たのだろうか。処分者側の証人は、わずかに、当時の前田校長と小林管理部長の二名である。しかし長い証人尋問の結果は実に空虚なものであった。特に、この一連の処分の責任者である小林証人の証言は、その態度において不誠実極まりないものであり、また、その内容においても、少なくとも処分の正当性について被処分者を納得させようとするものでは全くなかった。その現実の

姿は、公平委員会での審理を傍聴された方には多くを語るまでもなく理解して頂けると思う。どのようにひいき目に見ても、どの処分についても納得し得る市教委からの説明はなされないままであった。

公平委員会における審理が終結するに当たって、双方から最終準備書面が提出された。一〇年間の審理のまさに総括的な書面である。我々が提出した書面においては、書くべきことは山とあった。処分が如何に不当であるかを根拠付ける証拠は実に豊富にあった。いかなれば、我々が提出した証拠や、処分を受けた先生方の証言を引用しなくとも、前田元校長、そして小林元管理部長の証言を引用するだけで、全ての処分の不当性を根拠付けるに十分であった。前田・小林証言が本件処分の違法・不当性を端的に示していた。我々の提出した書面を読んで頂ければ容易に理解して頂ける。これに対し、市教委から提出された書面は何とお粗末な内容であることか。おそらく、この処分者側の書面を読まれた人は誰しも、処分がやむを得ないものであった、あるいは処分は当然のものであったなどと理解できないであろう。

教員に対する強制的身分変更は違法

処分の異常さは、「指導員」問題に象徴的に

ついて、公平委員会は判断を迫られているのである。

昨年、私たちは長瀬さんの処分に関する公平委員会の裁決を目の当たりにした。あの裁決内容で誰が納得するであろうか。まず先に結論があり、その結論を導くためにただ言葉を羅列しているに過ぎない。公平委員会の本来の役割は、公務員に対してなされた処分が、客観的に見て恣意的にわたるものではないか、その裁量の範囲を逸脱するものではないか、ということ、まさに公平に判断することである。行政のなしたことをただ追認するというのであれば、その存在価値は全くない。正に民主主義の死滅である。

公平委員会は、昨年と同じ轍を踏んではならない。また、公平委員会にそうした誤りを二度と繰り返させてはならないと思う。

市芦の闘いは、これまでの市芦高校における教育実践の成果を守り発展させていく闘いであると同時に、全ての教員に通じる教員の身分保障を守り勝ち取っていく闘いであると思う。

一〇年にわたる公平委員会における闘いを終わるに当たって、私は自信をもって断言できる。いずれの点からみても、我々には勝利しかあり得ない。

表れている。「指導員」については、その職務内容や、法的根拠を定めた市芦市の例規は全く存在しない。ただ、職名に関する規則の中にその名称が表れるのみである。現場の教員を、こうした趣旨不明の一般職員に追いつけた処分は、それだけで常識的におかしいと思われる処分である。こうした異常な処分が許されるのであれば、処分者は必死でその正当化に努めなければならないであろう。しかし最後までそれはなされないままであった。私たちは、審理の最終段階で、「季刊教育法」に掲載された、兼子仁教授・神田修教授・土屋基規教授による鼎談記事を証拠として提出した。いずれも、教員公務員の権利問題等については、名だたるエキスパートの方々である。この鼎談においては、主に市芦高校事件が論議の素材とされ、その論点が鋭く分析されている。どのように考えても、本人の意に反して強制的に指導員に身分変更し一般事務職に職務を変更することは、許されざることである。私はこの鼎談により、私たちの主張の正当性を最終的に確信した。

市教委は、市芦の先生方を指導員に身分変更した上で各職場に配転するに当たって、様々な理由を並べ立てた(そのいずれもがとってつけたこじつけの理由であることは我々の最終書面を読んで頂ければ容易に理解して頂け

る)。しかし仮にこうした理由があったとしても、もしそうであれば、通常は配転に当たって当該本人に何らかの理由説明、趣旨説明、そして同意の取り付けのための機会がもたれるのが普通である。しかし、本件においては、そうした機会がもたれようとしたことは全くなく、露骨にその意に反する配転が強行された。その経緯だけを見ても、常識的に異常な処分と言わねばならない。即ち、処分理由が処分者の言うところにはなく、ただ先生方を市芦からパージせんとするためだけになされた処分であることが明らかなのである。

すべての教員の身分保障を勝ち取る闘い

教員の身分については、教育基本法においてもその尊重が明確に規定されている。本件のようにその意志に反して簡単にその身分が奪われるようなことは断じて許されてはならない。本件で提起されている問題点はただ市芦にとどまるものではない。教員の身分保障という正に一般的・全般的な問題そのものである。もしこうした恣意的な重要な身分変更が許されるとするならば、どの教員もいとも簡単に突然に教壇から追われても文句も言えないという結果を招来することになる。我々はそれほど重要な問題突きつけられているのである。そしてまた、それほど大問題に

最終準備書面 (一)

一九九六年一〇月二九日

申立人・弁護士

昭和六一年(不)第一号、第三号
昭和六二年(不)第一号、第六号
昭和六三年(不)第一号
申立人 鈴木 紀之他七名
処分者 芦屋市教育委員会

芦屋市公平委員会
委員長 高澤 嘉昭 殿

申立人代理人 弁護士 分銅 一臣
弁護士 村田 喬
弁護士 在間 秀和

処分者、芦屋市教育委員会が申立人に対して行った懲戒・転任処分の不服申立事案(昭和六一年(不)第一号事案等併合事案)に対し、申立人は証拠調べの結果にもとづいて、以下のとおり主張する。

(はじめに)

芦屋市教育委員会(以下「市教委」という)

は、芦屋市立芦屋高等学校(以下「市芦高校」という)において民主的になされていた学校運営及び教育実践をとりあげ、同校があたかも組合によって管理されているかのように事実をねじ曲げ、その「是正」を課題として位置づけ、「教育改革」を打ち出した。

同時に、同和教育つづきを教育正常化と称し、その実現のために芦屋市立高等学校教職員組合(以下「組合」という)の弱体化を図る必要があると考え、組合役員の上部機関会議への参加を直接弾圧するなどの他、組合活動に様々な制限、制約を加えるとともに、中心的組合員を市芦高校から排除することを目的としての強制配転を実行した。

権力的手段を用いた懲戒処分、一連の転任処分は、上記目的のために無理矢理なされたものであり、その違法性、不当性は本件審理を通じて明々白々となったのである。

しかも、「教育改革」は市芦高校の教育を破壊し、多くの子どもたちの生存につながる教育権を奪い取ったものである。

本件処分は、一九八六年(昭和六一年)九月二九日の懲戒処分にはじまり一九八八年(昭和六三年)四月の転任処分まで矢継早になされたもので、処分以来既に一〇年あまりの歳月を経て、ようやく審理が終わることになった。申立人らは既に一〇年の長期にわたって、教育現場から追われ、教育に携わることから排除されるという、いわれない苦難を被ってきたものである。

ところで、公平委員会における不利益処分に関する不服申立の制度は、簡易迅速な方法で職員の権利救済をはかるうとするものとして設けられているが、一〇年という歳月はあまりにも長く、本来の制度趣旨に合致しない結果となつていと言わなければならない。公平委員会はいささかも行政処分の追認をその業とするものであってはならず、最も速やかに処分取り消しの裁決を行うことによって、教育行政の正道を大きく踏み外した処分者の誤りを正すべきである。

第一 市芦高校の実践と松本教育長がおしすすめた「教育改革」

最初に、処分者のいう「教育改革」の対象とされた市芦高校の教育について、その特徴的な内容に触れ、「教育改革」と称していかなる教育破壊が行われたかについて明らかにする。

一 戦後教育の理念と高校教育の課題

1 まず、市芦高校の教育を述べるに先立ち、戦後教育の理念と課題に照らしてその歴史的歩みを明らかにしておく。

憲法二六条は「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」と定め、教育を受ける権利を基本的人権として保障している。

また、教育憲法と言われる教育基本法は、憲法全体の精神に則り教育の目的、方針を明らかにしている。その理念の根本は人間の尊厳と個性の尊重および権力の不当な支配からの教育の独立にあることは周知のことである。

この憲法、教育基本法に基づいて進められた学制改革として、新制高校は一九四八年(昭和二十三年)に発足しているが、その際重要なことは中学教育との一貫性をふまえて、可能な限り高校教育を一般教育として普及させるため、その機会均等を図る意図のもとに、種々の施策が考慮されていたことである。

つまり、高校入学者希望者全員入学の理念・構想は新制高校発足前後からしばしば強調されていたものである。例えば、文部省が発行した「新制高等学校実施の手引一九四七年」は、「なるべく多くの新制高校が出来て、希望者が

もれなく進学し得るようになることが望ましい」としている。また、「新制中学校・高等学校の望ましい運営の指針一九四九年」では、「選抜しなければならぬ場合も、これはそれ自体として望ましい事ではなく、やむを得ない害悪であって、経済が復興して新制高等学校で学びたい者に適当な施設が用意できるようにになれば、直ちになくすべきものであると考へなければならぬ」と述べている。

このことは、高校入学者の選抜方法に明瞭に示されており、学校教育法施行規則第五九条は、「入学志願者が入学定員を超過した場合には入学試験を行うことができる」としていたのである。

また、一九五一年(昭和二十六年)の文部省初等中等教育局長の「公立高等学校入学者選抜について」と題する通達では、「志願者数が募集人員に満たない場合は、全員入学を許可する」とあることも明らかである。

つまり、新制高校は、希望者全入の構想のもとで、小学区制、総合制、男女共学の施策を基本に教育の機会均等の実現、教育機会の拡充が目指されていた(甲第二二四号証P二四、甲第三九三三三証P四四五)。

市芦高校の教育は新制高校の理念と構想に沿うものであったのである。

主的教育改革の反動的再編が行われ、特に、一九六〇年(昭和三十三年)代の経済の高成長期には教育を経済成長・生産効率のための「投資」と見なし、エリート養成を重視したいわゆる能力主義の徹底が教育原理とされ、高校教育の変容が進んでいった。

その一環として、文部省は、一九六三年(昭和三十八年)の初等中等教育局長の通達「高等学校入学者選抜について」で、「志願者が入学定員を超過すると否にかかわらず入学者の選抜に基づいて許可する。教育課程を履修できる見込みを判定して許可する」としている。

これは一九六三年(昭和三十八年)から一九六五年(昭和四〇年)にかけての中学生徒の急増期、いわゆる第一次ベビーブームにあたって、高校進学を希望する国民の教育要求に対して、「入学者の選抜」の名の下に、高校増設を図るべき文部省の無為無策を覆い隠そうとするものであった。

当時から、「後期中等教育をすべての者に」という高校全入のスローガンは時代の教育要求の水準になっており、文部省と対立せざるを得ず、教師や親の教育運動として発展していったのである。一九六二年(昭和三七七)の高校全入問題全国協議会の結成はその象徴であった(甲第二二四号証P四四五)。

3 国民の教育要求への高まりは高校への進

市芦高校の創設と歩みは、上述したような

高校が事実上の「義務化」とも言える状況、つまり国民の普通教育機関となつてきている状況の中で、高校の門をくぐれず、取り残されているのは、その身に背負う差別や生活破壊のゆえに、小・中学校と満足のいく学校生活がとおくれず、それゆえにまた高校の門戸を閉ざされるという苦しみを抱える子どもたちである。それらの子どもたちに高校の門戸を開放したのが「進学保障制度」であり、一九

高校進学を願う子どもの思いを聞き取り、それを実現したいという親の願いと全国や地域の教職員組合の運動があり、それに応える教育行政の姿勢があつて創設されたのが、市芦高校であつた。

この著しい高校進学率の上昇の原因は、市芦高校によって進学保障制度の対象とされた子どもたち（年平均一〇名前後、多いときは十数名）だけでなく、高校を諦めていた子や、経済的・学力的に難しかった子が進学できるようになったからである。

4 進学保障制度は監督者である市教委や県教委の支持なしに実施不可能なものである。

選抜入試要綱を決めている県教委も、「これは特別な制度とは考えない。四三年から始まった内申書重視の兵庫方式の入試を四六年度

芝田教育長が総括している「人間尊重の教育」の先導的教育実践が市芦高校ではどのように進められたかは、甲第一号証「兵庫県芦屋市教育委員会三〇周年記念誌（以下「三〇周年記念誌」という）および甲二二四号証「時を刻む」で詳述されており、また第五二、五三回公開口頭審理における鈴木証言で明らかにする。

市教委もこの改革を高く評価し、教員配置をはじめとする条件整備で応えていた。甲第一号証「三〇周年記念誌」のP四六〜四八、P六八〜六九、P一二四〜一二五にあるように、市教委は積極的に学校現場の取り組みを理解し、支持し、条件整備面でも、一時は赤字再建団体への転落かと言われた財政状況の時に支援を惜しむ事はなかった。

深刻な学力・生活背景を抱える生徒を受け入れ卒業させるためには、いろいろな教育条件の改善・整備が求められた。とりわけ、「教師こそ最大の教育条件」であるから、市教委は教員の加配については現場との話し合いをつくし、生徒や親の願いを実現するため、あらゆる行政的努力を真摯に重ねたのであった。

市芦高校では、数学・英語・理科・体育科といった教科での教科複数担任制が実施された。小規模校であるため、専任教諭がおらずに講師では十分な教育ができないため芸術科に専任教諭を配置した。障害児生徒の入学を保障するため一九七五年（昭和五〇年）には従来の四学級を五学級七コース制とし、事実上七学級編成の授業体制が取られた。こうした

取り組みのためには教員加配が必要であることと市教委も認め、定数条例を改正して教員加配をすすめてきた。こうした教員加配なくして市芦高校の教育活動は困難であった。

市芦高校の教員配置には以上のような重い歴史が横たわっているのである。「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準に関する法律（以下「定数標準法」という）」にもとづく教員配置では十分な教育条件の整備にならないことを、その都度検証した上で、市教委は学校との合意に基づき措置していったのである。

市教委の教員加配に関する考え方は、一九七一年（昭和四十六年）以降、市教委として小・中学校の加配教員要求運動を県教委に対して強力にすすめた（甲第一号証P二、同P四六）ことにも示されている。当時の芦屋市教育長道盛正から兵庫県教育長白井康夫に出された「昭和四十七年同和加配教員の配置について、昭和四十六年十一月十六日付」の要望書に、「憲法、教育基本法の理念にのっとり、一人ひとりの児童・生徒にその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を保障し、差別を解消する教育を行うためには、教職員定数の増加をはかることが何よりも必要であります。」（同P一一四～一一五）とあり、明解である。

また、市教委が他の諸団体と共に県教委による加配教員の一九七七年（昭和五十二年）の

第一次削減、一九七八年（昭和五三年）の第二次削減にも「どうしても同意出来ない」として県行政と全面対決しながら削減反対の態度を取り続けたこと（同P二〇〇～二〇二）にも明示されている。

つまり、市教委は加配教員の必要性を十分認識し、その確保を通して教育行政としての責任を果たそうとしていたのである。

5 次に、障害者の高校入学について、市芦高校の取り組みと市教委の対応を明らかにしておく。

芝田教育長は「三〇周年記念誌」において「高校にも障害児童生徒を受入れる道を開き、幼小中高一貫の人間教育を実現する上から画期的であった」（甲第一号証P三）と記している。ここに、障害者の高校入学についての市教委の態度は明解である。

障害を抱えた子供たちは、従来は、地域の保育園や幼稚園そして小学校・中学校と地域の子どもと共に遊び、学んできたのに、中学を卒業すると遠方の誰ひとり友だちのいない養護学校へ行くか、家族に抱え込まれる在宅しか行き場がなかった。いまでこそ、「共生・共学」ということ、つまり障害者も健常者も共に生きる、共に学ぶという言葉はしばしば耳にすることでもあるが（言葉だけで、実態はほど遠いものではあるが）、一九七〇年（昭

和四五年）当初の普通高校現場では初手から障害者の入学など問題にならない、という考え方が支配的だった。

そうした状況の中で、障害者に普通高校の門戸を開いていったのも「進学保障制度」という措置であった。一九七三年（昭和四八年）九月には、精道、山手両中学校育友会、芦屋市PTA協議会会長から、芦屋市議会宛に要望書「芦屋市立中学生の高校全入等の要望について」が四九六七名の署名で出されている。

「障害児は、普通高校の環境の中での教育を強く望んでいる。教育の機会均等、本人の意志尊重のうえからも、七四年度より実現されたい」という趣旨であった。

こうした声に励まされて、市芦高校は、一九七四年（昭和四九年）以降はいわゆる「知恵遅れ」といわれる知的障害をもつ子どもを受け入れていくこととなった。その取り組みの詳細は甲第二二四号証P七六～九一に述べられているとおりである。

一九八六年（昭和六一年）までに五〇名を超える障害を持つ生徒が「進学保障制度」で市芦高校に入学し、健常者と三年間を共にして卒業して行ったのであり、このことは芝田教育長も評価する如く画期的なことであった。障害児が市芦高校に在籍するという事が一五年間つまり重なったとき、ある子の父親はそれを市芦高校の「風土」と呼んでいる。「市

芦には、弱いものをいたわり育てる風土がある。神経症になって登校拒否していた息子が市芦では一年間皆勤ですこしました。日本中に誇るべき学校です」と言い、母親は「見てくれは悪いけど、優しさのある学校」と言う。在校生にも「私は、障害者がいるから迷惑だと思ったことは一度もない。市芦では、障害者が一緒にいるのが当たり前になっている。だから、街で障害者と会っても不自然さを感じません。障害者がいると、声をかけたがり、手を貸そうという気持ちに自然になれます」と言う子らを育てていくこととなる。

こうした風土こそ「松本教育改革」前の市芦高校の特徴であり、現代の教育再生に最も求められている中身であると言える。

前述したように、市教委も、市芦高校の教育活動を「昭和四十九年に障害児の後期中等教育の一環として、市芦高校で障害児（知恵おくれ）教育を実施、同年には市立幼稚園で障害児保育を開設した。この年度をもって幼稚園から高校までの障害児の一貫教育が実現したことになる」（甲第一号証P六九）との高い評価をあたえていたのであった。

6 生徒の就学を保障する実践については、甲第二四号証P一九以下で明らかにしている。生徒の就学を保障するためのさまざまな制度改善の取り組みが市芦高校の教員集団を中

心に取り組まれた。主なもので、高校及び大学入学支度金制度、授業料免除制度、市の奨学金規則の改正、医療補助制度、学校行事の扶助費制度などがあげられる。また、神戸市、西宮市、尼崎市や西脇市、川西市、篠山町など生徒や保護者が在住している市町への奨学金制度の整備・充実のための取り組みもおこなわれた。さらに、日本育英会の奨学金制度の改善、特に学力基準の撤廃の取り組みも行われ、成果をあげたのである。

取り組みの背景には、一人ひとりの生徒と親の苛酷な生活の歴史が横たわっており、そのことの訴えを受けとめた市教委や教育団体の手による制度や規定や申請書様式の改善であった。

市芦高校では在籍生徒の二割が奨学金を取り、授業料免除措置を必要としていた。この数字は、一九七〇年代以降変わっていないのである（甲第三号証、甲三六六号証P二三）。これらの取り組みによって、生徒の就学上経済困難な壁は取り除かれていった。

就学保障の様々な措置を推進するとともに、そのこと自体を生徒の教育活動に生かそうとする取り組みも市芦高校に特徴的なことであった。

子どもが奨学金を申請する客観的条件は、経済的困窮等の生活の必要に迫られてであるが、子どもが自分の親や家族の生活をまともに認

識しているとは限らない。教員の側に、自分の生活をしっかりと見つめ、自分の課題を明確にするということが奨学金を取る子どもにとって大切な学習課題であるという認識があつてはじめて、奨学金取得指導は教育活動として位置づけられてくるのである。そうした認識に立つ指導の結果、クラス毎に、あるいは学年で、時には学年を越えて、奨学生たちがお互いの立場をつきあわせ、励まし合い、支え合う関係が奨学生の集いで生み出されている。学校生活を支え合っていたのである（甲第七号証、同第八号証、同第一二二号証、同第三五一号証、同第三五二二号証、同第三五六号証）。

奨学生の組織は生徒の自主活動の柱の一つとなり、部落問題研究会、朝鮮文化研究会、障害者解放研究会などのクラブとともに生徒の相互教育活動をすすめる、自主活動に創造と活気をもたらしていたものであった。

上述のことも市芦高校の教育活動の大きな特色であったのである。

7 就学条件の保障は、当然のことに、学習そのものの保障と結びついてこそ意味を深めるものである。

小・中学校時代を通じて何年も、授業がわからないで教室に座ることがどれだけ苦痛なことか、勉強ができないことでのどのような仕

打ちにあってきたか、しかもどれほど勉強をわがりたいと思っているか、市芦高校に入学してきた多くの生徒が訴えてきていた。特に、一九七三年（昭和四十八年）に「聞け、保障生の願い」と題して、進学保障制度で入学してきた生徒たちが「分かる授業をしてほしい」と悲鳴にいた要求を提起して以降、「わかる授業」をめざす授業改革の取り組みが全教員によって進められたのである。

この点については甲第二四号証P二〇、二三、同P三九、五五や甲第三四〇号証P六五、六七で具体的に明らかにしている。

「教科書を教えていれば、教育になる」という教材観、授業観とはおよそほど遠いところで、民間の教育運動の成果に学びながら、何よりも目前に座る生徒の生活実態と生活意識とぶつかりながら自主教材の開発が進められていった。一方では、個々の生徒が学習への意欲を取り戻し、それを具体化するために主体的に取り組み始めることを励ますというだけでなく、生徒集団として相互に刺激し合い、学びの意欲、意味を深めていくことに力が注がれたのである。

8 さらに、市芦高校での教育実践の柱に、進路保障の取り組みがあった。以下、この点について明らかにする。

市芦高校がこれまで高校から排除されてい

た生徒に門戸を開き、生徒の就学保障の取り組みを始めると、その取り組みに期待をよせて、生活破壊やそれに起因する学力破壊を「低学力」という形で引きずった生徒達が多数入学してくるようになった。市芦高校を「最後の学校」として、卒業後の進路に就職を希望するものが半数近くを占めるようになってゆく。後の半数が大学や専門学校への進学を希望するということになった。甲第二四号証P五六以下に進路保障の取り組みを明らかにしている。

そこに述べられている様に、生徒、親、教員の苦闘の延長線上に、総和として生徒の進路が開かれていったのである。

「なんとしても就職したい」という切実な要求は、生徒やその家族の生活そのものから出ているが、その生活が企業の就職差別の対象となるという現実があった。すなわち、本籍、親の職業、収入、家の畳数、家族の病歴、縁故の有無、保証人等を書かされ、面接で聞かれ、身元調査され落とされていったのである。学校の進路保障には、当然そうした不当な「就職差別」に対して抗議の声をあげ、教育行政・労働行政とともにその改善を求める運動も含まれていた。そうしなければ、生徒の進路は開かれなかったからである。

一九七二年（昭和四十七年）から始まった市芦高校の進路保障の取り組みは、ほとんど毎

どもの生活背景、日々の暮らし、その悩み、親の願いを知り、しかもそれを教員の共通理解、共通認識にし、教育活動の土台とすることが大切にされていた。

「学年持上がり」もその一つの方策であり、三年間を通して、教員と生徒、あるいは生徒同士のつながりを作り上げようとする教育目標の具体化であった。

担任やクラブ顧問は問題を抱える子どもにくりかえしくりかえし、休日や夜間を問わず家庭訪問を行っていた。それなしに、教員と子と親の信頼関係を築き、問題解決の糸口を見いだすのが困難だったからである。

前述したように、授業内容の改善には最大の努力が注がれた。さまざまな検討と工夫が求められ、一時間の授業を準備する教材づくりに膨大な時間を要したのである。教材研究のための教員の研修も精力的に行われていた。

授業の変革に対応して学力評価の方法も変えられていった。定期テストをもとにして五段階評価を記入した通知表は、真に子どもの力を評価し子どもを励ますものでないとして、各担当教員が一人ひとりについて、学習した項目の一つ一つについての点検を行い、その子が学習でみせた積極面を拾い出し、文章で表現する方式（点検表）に変えられていった（甲第二四号証P二三、同第三二七号証）。こうした方式による成績の評価や単位の認定は、

一人ひとりの生徒についての教員の共通の認識を必要としたため、多くの時間がかかるものであったが、市芦高校の教員はそのための努力を惜しむことはなかった。

教員の勤務は、生徒の教育保障に不可欠な、上述したような学校運営に合わせて行われた。行政的に勤務時間を決めてその中に教員の仕事を閉じ込めるようなことは、まったく実態に沿うものでなかった。実際に、教員の生活は、時には、日曜日や夜もない、子どもに合わせた生活サイクルとなっていたからである。教員にとっては長時間の勤務であり、労働密度つまり仕事の緊張はきびしいものであったから、精神的にも激しい疲労は続いていた。そんな中で生徒の成長を癒しとしながら仕事が続けられていたのである。

10 ところが、乙第一〇二号証処分者陳述書によれば、「（一）…進学の門戸があまりに狭いことからこれを広げるべく昭和三十七年に市芦高は創立された。市芦高では「正しく、強く、明るく」をモットーに、次の教育目標を掲げてきた。①生徒個々人の能力、個性を十分延し得るよう留意する。②基礎学力の充実を図るとともに、生徒個々の思考により自発学習の意欲をさかんにする。③職員・生徒相互の全人格的なつながりを深め、これにもとづいた指導を行う。④健全な体力、豊かな創

年就職差別事件と出会いながら、それと闘うことで生徒の「就職の機会均等」の保障を広げていった。一人の子が就職を手にしていくために、担任、進路指導部の教員はもちろん学年・学校総ぐるみの取り組みが必要とされた。市教委も市芦高校の取り組みに市教委の立場からの支援をしていた。それは、例えば、就職応募用紙の改善（成績不記入や性格・行動の記録の文章表記等）や適性選考について企業へ要請したり、市自体の採用試験の改善などに見られる（甲第二四号証P七一、七五）。

こうした就職希望生の進路を切開く苦闘に触発されて、進学希望生も目的意識をもって進学先を決定していったのである。

9 以上のような、市芦高校での教育活動を進めるに際して、学校全体の運営体制や教員の勤務態様は、市芦に現に在籍しているどの子も抱え込み、切り捨てないという教育方針に沿って、その実践を支えるように組み立てられていたのである。教育にかかわる生徒のあらゆることに関して、共通の認識と合意を生み出すために、教員の徹底した話し合いを積み重ねる必要がある、職員会議を中心に学年会議、教科会議等全員参加の学校運営が行われていた。

市芦高校では、子どもを知ること、子

造力を養う。そして、同校教員が、教育者としての自覚に目覚め、あらゆる場を通じて研修を深めつつ、右目標を正しく理解し、実践することによって、同校の目的を達成していくことが期待されていた。（二）ところが、市芦高においては、市教委の意向が伝わらず、昭和四〇年代後半ころより「民主的」という名の下に、教員による、校長・教頭等管理職の意向を無視した歪められた学校運営がしばしばなされ、この結果、昭和五〇年代後半には、教職員の勤務状況、生徒指導、教育内容等について教育荒廃の状況が見受けられるようになった。このため、同校生徒の問題行動も増加し、市民から不安、不信の声が強く出され憂慮すべき事態となり、芦屋市議会においても教育問題特別委員会が設置され、市芦高のあり方について審議がされるようになった。このような状況のなかで、市教委及び市芦高は学校正常化のための取組みをすすめて、…教育改革を行うこととした」と、処分者は何の具体的事実もあげず、証拠も提示せずに陳述している。

これは前述したような市芦高校の教育活動の歴史を歪曲するものであり、特に昭和四〇年代後半ころからの芦屋教育全般にわたる真摯な改革の歴史を意図的に抹殺し、当時、処分者目からも過去の教育行政のあり方を反省した事実を隠蔽するものである。